第8期佐賀市障害福祉計画
（2027～2029）

第4期佐賀市障害児福祉計画
（2027～2029）

佐賀市

目次

はじめに……1
1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要……1
(1)計画策定の趣旨……1
(2)法令の根拠・位置づけ……2
(3)目標年度と計画期間……2
(4)計画の策定体制……2
2. 障害者総合支援法等の概要……3
(1)障害福祉サービス等の体系……3

第1章　障がい者の状況……5
1. 障がい者の状況……5
(1)身体障がい者の状況……5
(2)知的障がい者の状況……7
(3)精神障がい者の状況……8
(4)難病患者の状況……9

【第8期障害福祉計画】

第2章　第8期障害福祉計画の目標……10
1. 令和11年度(2029年度)に向けた目標の設定……10
(1)施設入所者の地域生活への移行等……10
(2)地域生活支援の充実……11
(3)福祉施設から一般就労への移行等……12
(4)相談支援体制の充実・強化等……14
(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築……16

第3章　障害福祉サービス等の見込量と方策……18
1. 障害福祉計画に係る各サービスの実績及び見込量と方策……18
(1)訪問系サービス……18
(2)日中活動系サービス……21
(3)居住系サービス……25
(4)相談支援……27
2. 地域生活支援事業の見込量と方策……29
(1)必須事業……29
(2)任意事業……32
(3)地域生活支援促進事業……34
3. 障害福祉サービス等の確保のために……35
(1)障がい福祉人材の確保……35

【第4期障害児福祉計画】

第4章　第4期障害児福祉計画の目標 36
1. 令和11年度（2029年度）に向けた目標の設定 36
(1)障がい児支援の提供体制の整備等 36
第5章　障害児支援サービス等の見込量と方策 38
1. 障害児福祉計画に係る各サービスの実績及び見込量と方策 38
(1)障害児通所支援 38

【共通】

第6章　計画の推進体制 41
1. 制度の普及啓発等 41
2. 計画の推進体制 41
3. 計画の進行管理 41

資料編 42
1. 佐賀市障がい者プラン等策定委員会名簿 42

はじめに

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要

(1)計画策定の趣旨

わが国の障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的とした「障害者基本法」の理念を基本として進められてきました。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、市町村は、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保するため、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。

近年は、障がい者の重度化・高齢化、親亡き後を見据えた地域生活支援、医療的ケア児等への支援、障害児支援におけるインクルージョンの推進など、地域における支援体制の一層の充実が求められています。

また、令和６年度（２０２４年度）の障害福祉サービス等報酬改定では、地域生活支援、就労支援、障害児支援、相談支援等の充実が図られ、令和７年（２０２５年）１０月には、本人の希望や能力、適性等に応じた就労先・働き方の選択を支援する「就労選択支援」が開始されました。

障害児支援については、児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制の整備、保育・教育等の関係機関との連携、医療的ケア児をはじめとする多様な支援ニーズへの対応など、身近な地域で切れ目なく支援を受けられる体制づくりが重要となっています。

本市においては、「佐賀市障がい者プラン（２０２４～２０２９）」に基づき、障がいのある人の地域生活や社会参加を支える各種施策を推進するとともに、「第７期佐賀市障害福祉計画」及び「第３期佐賀市障害児福祉計画（２０２４～２０２６）」に基づき、サービス提供体制の確保に取り組んでいます。

これらの計画が令和８年度（２０２６年度）末で終了することから、国の基本指針やこれまでの利用実績、地域の課題・ニーズ等を踏まえ、令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までを計画期間とする「第８期佐賀市障害福祉計画」及び「第４期佐賀市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2)法令の根拠・位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

「佐賀市障がい者プラン」(障害者基本法第 11 条第 3 項)が、本市における障がい福祉全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ■

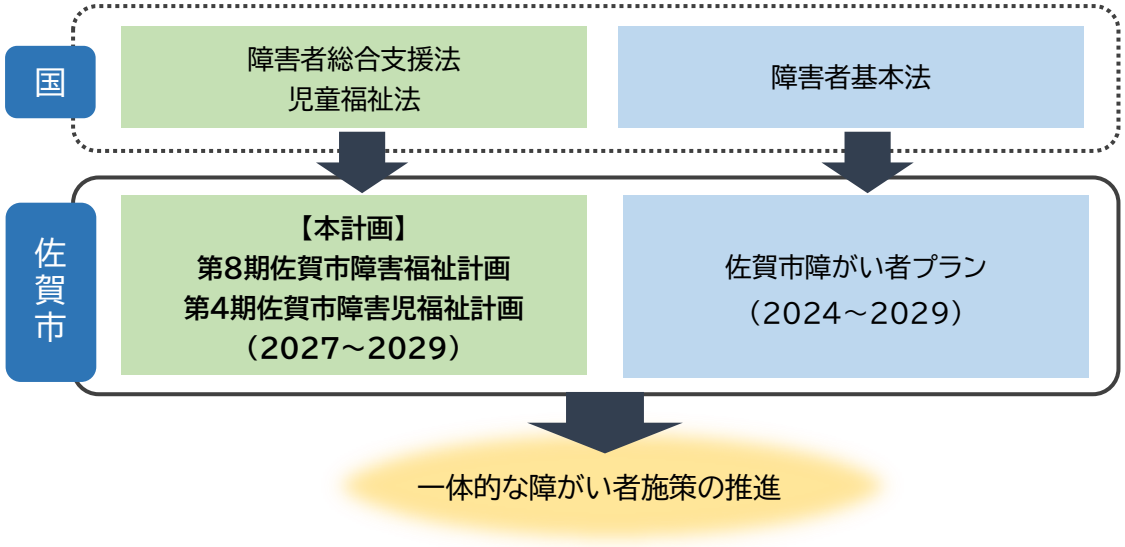

(3)目標年度と計画期間

本計画は、令和11年度(2029年度)を目標年度とし、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3か年を計画期間とします。

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
佐賀市障がい者プラン 2024～2029					
第7期佐賀市障害福祉計画 第3期佐賀市障害児福祉計画			【本計画】 第8期佐賀市障害福祉計画 第4期佐賀市障害児福祉計画		

(4)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や障がい福祉事業所等の関係機関・団体にヒアリング調査を実施し、障がい者や家族等の意向把握を行い、計画策定に反映しました。

さらに、「佐賀地区自立支援協議会」での意見聴取、パブリックコメントにおける市民の意見を踏まえ、「佐賀市障がい者プラン等策定委員会」で計画の内容を審議し、策定しました。

2. 障害者総合支援法等の概要

(1)障害福祉サービス等の体系

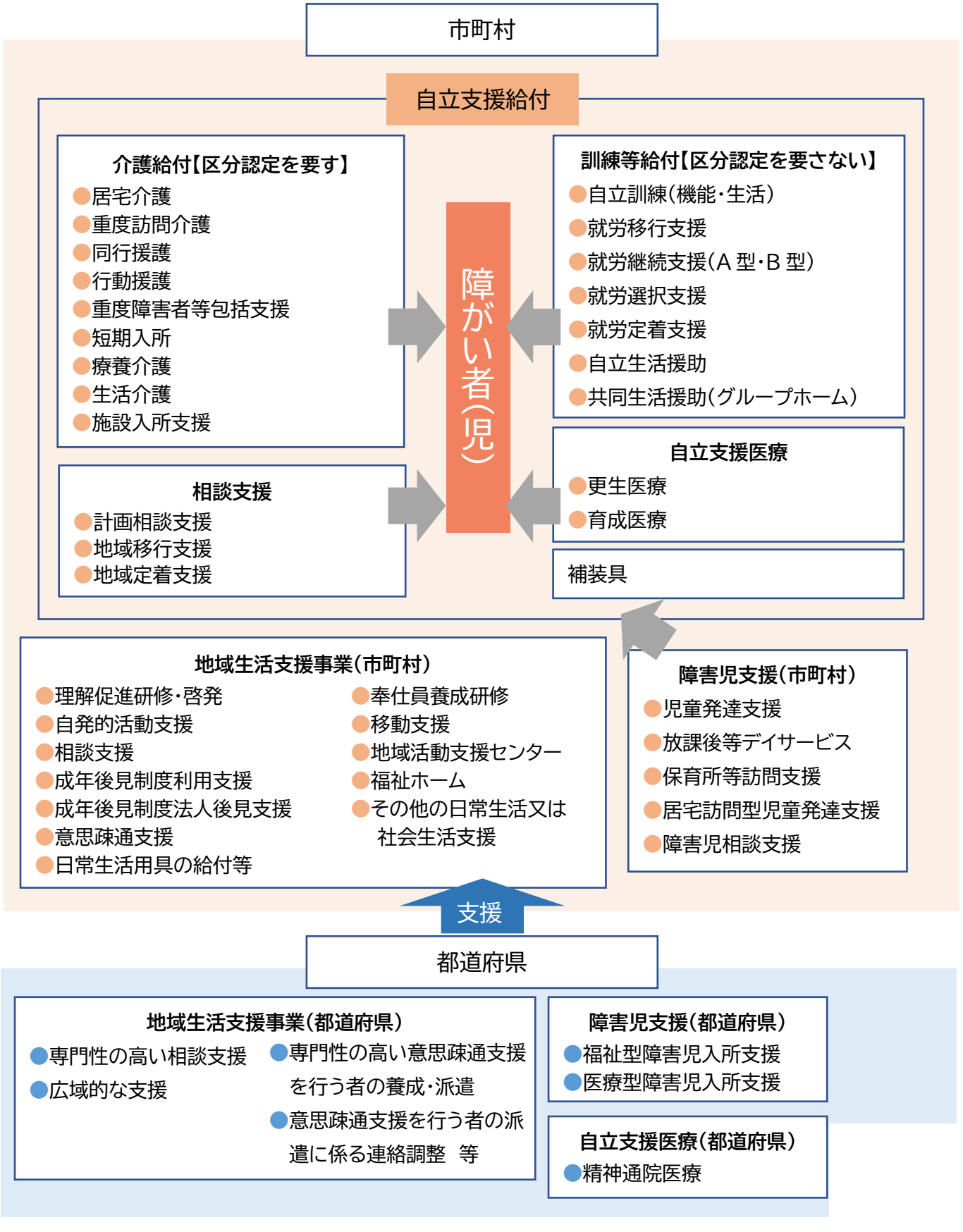

■相談支援事業の区分

相談の種類	相談の内容	実施事業者
相談支援	・一般的な相談支援	・指定特定相談支援事業者 ・指定一般相談支援事業者
計画相談支援	・サービス等利用計画の作成	・指定特定相談支援事業者
地域移行支援	・障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している障がい者の地域移行に伴う住居の確保、地域生活の準備、地域移行への相談支援	・指定一般相談支援事業者
地域定着支援	・地域で暮らす障がい者への緊急時の連絡、相談支援	・指定一般相談支援事業者
障害児相談支援	・一般的な相談支援 ・障害児支援利用計画の作成	・指定障害児相談支援事業者

■障害児支援の体系

主体	根拠法	サービス名称	
市	児童福祉法	障害児通所支援	・児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
		障害児相談支援	・障害児支援利用援助
県	児童福祉法	障害児入所支援	・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設

第１章　障がい者の状況

1. 障がい者の状況

（1）身体障がい者の状況

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳の交付を受け、施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの支援を受けることができます。

身体障がい者数の推移をみると、平成 27 年度(2015 年度･10,925 人)以降は減少傾向が続いていましたが、令和7年度は、令和6年度と比較して微増しています。

障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、令和7年度では全体の52.5%を占めており、次いで、内部機能障がいが 31.4%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人、％

種別 ＼ 年度		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
実数（人）	視覚障がい	646	643	642	631	635	642
	聴覚・平衡機能障がい	970	949	924	909	888	908
	音声・言語・そしゃく機能障がい	102	94	99	95	95	96
	肢体不自由	5,645	5,651	5,543	5,407	5,334	5,342
	内部機能障がい	3,261	3,279	3,285	3,229	3,193	3,203
	計	10,624	10,616	10,493	10,271	10,145	10,191
	増減率（%）	－	−0.8	−1.2	−2.2	−1.2	0.5
構成比（%）	視覚障がい	6.1	6.1	6.1	6.1	6.3	6.3
	聴覚・平衡機能障がい	9.1	8.9	8.8	8.9	8.8	8.9
	音声・言語・そしゃく機能障がい	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	肢体不自由	53.1	53.2	52.8	52.7	52.5	52.5
	内部機能障がい	30.7	30.9	31.3	31.4	31.5	31.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（各年度３月末現在）

■身体障害者手帳所持者の障がい種別構成比■

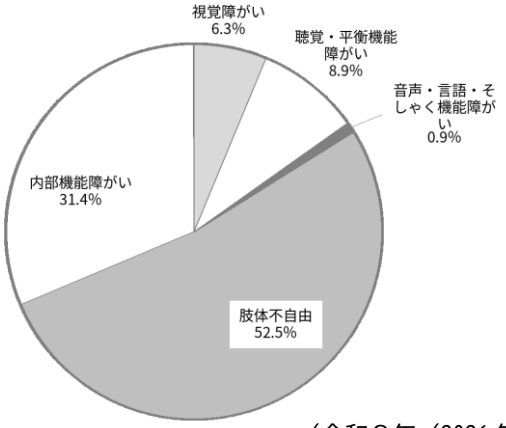

（令和８年（2026 年）３月末現在）

■身体障害者手帳所持者の等級別状況■

単位：人、％

種別＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視覚障がい	223	210	28	42	119	20	642
聴覚・平衡機能障がい	48	149	96	257	10	348	908
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	8	35	48	0	0	96
肢体不自由	670	783	635	1,316	1,366	572	5,342
内部機能障がい	1,651	58	729	765	0	0	3,203
計	2,597	1,208	1,523	2,428	1,495	940	10,191
構成比（％）	25.5	11.9	14.9	23.8	14.7	9.2	100.0

（令和８年（2026 年）３月末現在）

■身体障害者手帳所持者の年齢別状況■

単位：人、％

種別＼年齢	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
視覚障がい	12	167	463	642
聴覚・平衡機能障がい	25	150	733	908
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	31	65	96
肢体不自由	76	1,292	3,974	5,342
内部機能障がい	31	722	2,450	3,203
計	144	2,362	7,685	10,191
構成比（％）	1.4	23.2	75.4	100.0

（令和８年（2026 年）３月末現在）

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比■

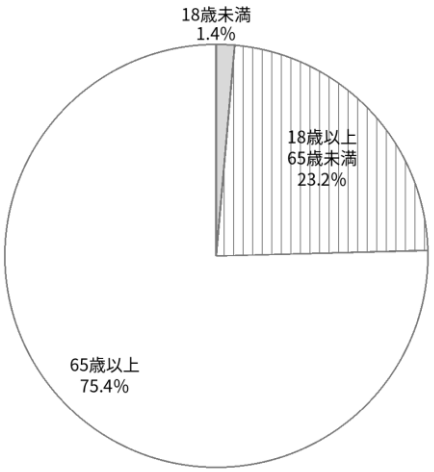

（令和８年（2026 年）３月末現在）

（2）知的障がい者の状況

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、次のように大別されます。

①A（最重度・重度）
②B（中度・軽度）

知的障がい者数の推移をみると、年度によって多少増減があるものの、令和3年度（2021年度）以降は、微増の状況です。

障がいの程度では、B（中度・軽度）の割合が高くなっています。

■療育手帳所持者数の推移■

単位：人、％

区分		年度	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
実数（人）	療育手帳 A	18 歳未満	138	146	140	145	145	148
		18 歳以上 65 歳未満	582	550	567	572	578	588
		65 歳以上	182	170	169	156	150	141
		小計	902	866	876	873	873	877
	療育手帳 B	18 歳未満	346	364	325	332	334	332
		18 歳以上 65 歳未満	1,000	987	1,063	1,090	1,133	1,162
		65 歳以上	194	182	183	179	172	169
		小計	1,540	1,533	1,571	1,601	1,639	1,663
	計		2,442	2,399	2,447	2,474	2,512	2,540
	増減率（%）		－	−1.8	2.0	1.1	1.5	1.3
構成比（%）	療育手帳 A	18 歳未満	5.7	6.1	5.7	5.9	5.8	5.8
		18 歳以上 65 歳未満	23.8	22.9	23.2	23.1	23.0	23.1
		65 歳以上	7.5	7.1	6.9	6.3	6.0	5.6
		小計	36.9	36.1	35.8	35.3	34.8	34.5
	療育手帳 B	18 歳未満	14.2	15.2	13.3	13.4	13.3	13.0
		18 歳以上 65 歳未満	41.0	41.1	43.4	44.1	45.1	45.8
		65 歳以上	7.9	7.6	7.5	7.2	6.8	6.7
		小計	63.1	63.9	64.2	64.7	65.2	65.5
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（各年度３月末現在）

■療育手帳所持者の年齢別人数■

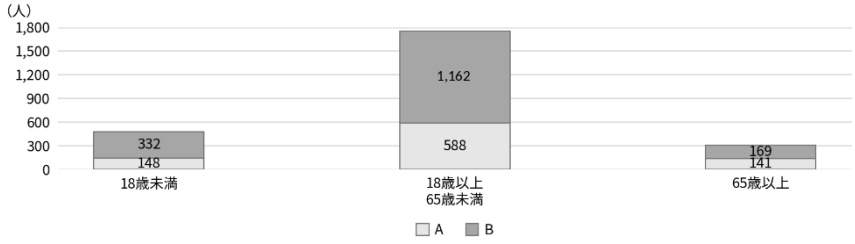

（令和８年（2026 年）３月末現在）

(3)精神障がい者の状況

精神障がい者は、統合失調症、双極性障害、精神作用物質による中毒症又はその依存症、精神病質等の精神疾患のある人のことをいいます。精神障害者保健福祉手帳は1～3級と等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)にかけて、約1.54倍に増加しています。構成比をみると2級の割合が高くなっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数も同様に増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)にかけて、約1.05倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移■

単位：人、％

区分＼年度		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
実数（人）	１級	123	135	152	152	148	152
	２級	1,193	1,261	1,472	1,583	1,691	1,814
	３級	697	739	835	939	1,016	1,139
	計	2,013	2,135	2,459	2,674	2,855	3,105
	増減率（％）	－	6.1	15.2	8.7	6.8	8.8
構成比（％）	１級	6.1	6.3	6.2	5.7	5.2	4.9
	２級	59.3	59.1	59.9	59.2	59.2	58.4
	３級	34.6	34.6	34.0	35.1	35.6	36.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		4,596	4,364	4,749	4,634	4,660	4,813
	増減数（人）	－	−232	385	−115	26	153
	増減率（％）	－	−5.0	8.8	−2.5	0.6	3.3

（各年度３月末現在）

■精神障害者保健福祉手帳等所持者の年齢別状況■

単位：人、％

区分＼年齢	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
１級	1	82	69	152
２級	62	1,471	281	1,814
３級	213	843	83	1,139
計	276	2,396	433	3,105
構成比（％）	8.9	77.2	13.9	100.0
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数	129	3,815	869	4,813
構成比（％）	2.7	79.2	18.1	100.0

（令和８年（2026 年）３月末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比■

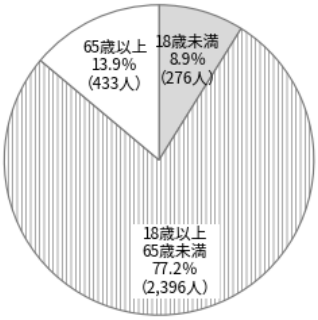

（令和８年（2026 年）３月末現在）

（4）難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」に基づく指定難病※1（348疾病）の医療費受給者証の交付状況をみると、本市の総数は令和7年度（2025年度）で 2,444 人となっています。

医療費受給者証の交付人数は、増加傾向となっています。

疾患別にみると、令和 7 年度（2025 年度）で最も交付人数が多いのはパーキンソン病関連疾患（374 人）であり、潰瘍性大腸炎（321 人）、全身性エリテマトーデス（144 人）、クローン病（134 人）、好酸球性副鼻腔炎（84 人）と続きます。

また、「障害者総合支援法」における難病の対象は、376 疾病となっています。

■特定医療費受給者証交付数の推移■

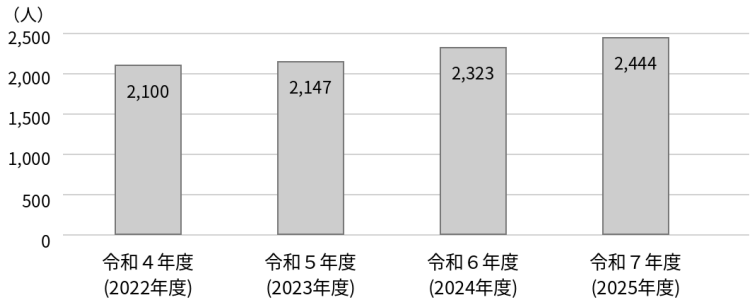

（各年度３月末現在）

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

■特定医療費受給者証交付数が多い上位5疾患■

単位：人

令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
①パーキンソン病関連疾患	328	①パーキンソン病関連疾患	317	①パーキンソン病関連疾患	334	①パーキンソン病関連疾患	374
②潰瘍性大腸炎	291	②潰瘍性大腸炎	293	②潰瘍性大腸炎	317	②潰瘍性大腸炎	321
③全身性エリテマトーデス	142	③全身性エリテマトーデス	139	③全身性エリテマトーデス	139	③全身性エリテマトーデス	144
④クローン病	113	④クローン病	118	④クローン病	129	④クローン病	134
⑤後縦靭帯骨化症	60	⑤後縦靭帯骨化症	65	⑤後縦靭帯骨化症	65	⑤好酸球性副鼻腔炎	84
計	934	計	932	計	984	計	1,057

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

※1 指定難病 難病のうち厚生労働省が特に定めたもの。発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患であって、長期の療養を必要とする難病であり、さらに患者数が一定数に達せず、客観的な診断基準が成立していること、その他厚生労働省で定める要件を満たしているもののうち、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者に良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものが指定される。

第2章　第8期障害福祉計画の目標

1. 令和11年度(2029年度)に向けた目標の設定

(1)施設入所者の地域生活への移行等

【国の基本指針(令和11年度(2029年度)末の目標)】

・地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和7年度(2025年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとする。
・施設入所者数:令和7年度(2029年度)末時点の施設入所者数を、令和7年度(2025年度)末時点の施設入所者数から 5%以上削減することとする。

※施設入所者…「障害者支援施設」に入所されている人をいいます。

【令和11年度(2029年度)の目標値】
国が示した指針に基づき、令和11年度(2029年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	313人	令和7年度(2025年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	32人	令和11年度(2029年度)末までに6%以上
	10.2%	(B)／(A)【未達成割合 4.0%】
【成果目標】 施設入所者の削減数(C)	16 人	令和11年度(2029年度)末までに 5%以上
	5.1%	(C)／(A)【未達成割合なし】

【目標達成のための方策】

○住居確保の相談や、居住後の地域生活が安定するまでの相談、さらに地域生活を継続していくための相談等に対応する支援体制の整備、地域ネットワークの体制の充実を図ります。また、障がいへの理解啓発を推進します。
○障がい者の重度化・高齢化に対応するために、グループホームの充実や必要なサービスの提供、地域生活支援拠点等整備の推進等を図ります。
○障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による意向確認の結果を踏まえ、関係機関と連携して地域生活への移行支援を進めます。

（2）地域生活支援の充実

【国の基本指針（令和11年度（2029年度）末の目標）】

・各市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象として地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【令和11年度（2029年度）の目標値】

国が示した指針に基づき、令和11年度（2029年度）末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	実施	神埼市及び吉野ヶ里町と、国が拠点整備に必要とする5つの機能のうち、「24 時間 365 日の相談支援体制」、「緊急時の受け入れ先の確保」、「コーディネーターの配置」を実施済み
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年2回	PDCA サイクルの視点で継続的に検証・検討を実施
強度行動障がいのある人への支援体制の整備	実施	圏域においてケーススクリーニング等による支援ニーズの把握や支援体制の整備を進める

【目標達成のための方策】

〇既存の機能を維持・充実・改善させながら、残る2つの機能「体験の場・機会の提供」及び「専門的人材の確保・養成」を整備します。
〇自立支援協議会やTOMOIKIネット推進協議会等を活用し、拠点等の整備方針（目指すべき姿）を十分に検討します。また、地域の実情に沿った運営や課題に対する対応ができているか等を、中長期的に必要な機能の見直しを行い、その強化を行うために十分に検証及び検討を行います。
〇運営上の課題の共有等、拠点整備に関与する全ての機関及び人材の緊密な連携を強化します。
〇強度行動障がいを有する人の支援に関する現状を把握し、支援体制の在り方を検討します。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R6年度	R7年度	R8年度見込	R9年度	R10年度	R11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	4	4	4	4	4	4
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	14	11	8	8	8	8

（3）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針（令和11年度（2029年度）末の目標）】

・一般就労への移行者数：令和6年度（2024年度）実績の 1.31倍以上
　このうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和6年度（2024年度）実績の 1.14倍以上
　　就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数：令和6年度（2024年度）実績の 1.52倍以上
　　就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数：令和6年度（2024年度）実績の 1.67倍以上
・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度（2024年度）末実績の 1.47倍以上
・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

【令和11年度（2029年度）の目標値】

国が示した指針に基づき、令和11年度（2029年度）末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数（A）	29人	令和6年度（2024年度）において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	38人	令和11年度（2029年度）において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 （A）×1.31【未達成割合なし】

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数（A）	10 人	令和6年度（2024年度）において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	12人	令和11年度（2029年度）において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 （A）×1.14【未達成割合なし】

・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数（A）	14人	令和6年度（2024年度）において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	22人	令和11年度（2029年度）において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労する人の数 （A）×1.52【未達成割合なし】

・就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数（A）	5人	令和6年度（2024年度）において就労継続支援Ｂ型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	９人	令和11年度（2029年度）において就労継続支援　Ｂ　型事業所を退所し、一般就労する人の数（A）×1.78（1.67+0.11）【未達成割合 11%）

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	50.0%	令和11年度（2029年度）末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数（A）	6人	令和6年度（2024年度）において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	9人	令和11年度（2029年度）において、就労定着支援事業を利用した人の数 （A）×1.47【未達成割合なし】

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	25.0%	令和11年度（2029年度）末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

【目標達成のための方策】

〇ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、トライアル雇用事業やジョブコーチ等の制度を活用しながら一般就労への移行を推進します。
〇一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うため、就労継続支援事業（A型・B型）の利用を推進していきます。
〇就労選択支援を活用することで、障がい者本人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を推進します。
〇就労移行支援の利用者数を確保しつつ、就労定着支援の活用により、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労の継続を支援します。

（4）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針（令和11年度（2029年度）末の目標）】

・各市町村において、基幹相談支援センターを設置する
・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う
・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

【令和11年度（2029年度）の目標値】
国が示した指針に基づき、令和11年度（2029年度）末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	実施	基幹相談支援センターを各市町村に設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施	・地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証を実施 ・主任相談支援専門員の配置
（自立支援）協議会における地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善
のぞまないセルフプランの人数	0 件	セルフプランの利用状況やその要因を把握・分析し、相談支援体制の充実・強化を図ることにより、本人の意向によらない「のぞまないセルフプラン」が生じない相談支援体制を確保

【目標達成のための方策】

〇地域における人材育成や地域づくりの中核を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。
〇（自立支援）協議会における個別事例の検討等を通じて明らかになった地域課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていけるように、専門部会等の内容の充実を図ります。
〇セルフプランの利用状況及びその要因を把握・分析するとともに、サービス利用に当たっては本人の意向を踏まえつつ、新規申請や更新時等の機会を捉えて計画相談支援の利用を案内し、原則として相談支援事業所による計画相談支援につなぐよう努めます。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R6年度	R7年度	R8年度見込	R9年度	R10年度	R11年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	151	262	171	200	200	200
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10	11	14	16	16	16
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	22	23	31	25	25	25
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センターが実施する相談支援連絡会の実施回数	10	6	6	6	6	6
（自立支援）協議会における専門部会の設置数	2	3	4	4	4	4
（自立支援）協議会における専門部会の実施回数	10	36	34	37	37	37

（5）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針（令和11年度（2029年度）末の目標）】

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する

【令和11年度（2029年度）の目標値】

国が示した指針に基づき、令和11年度（2029年度）末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	実施	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を県や事業所と共有することで、請求内容の誤りを防止し、適正なサービスの提供を図る
運営指導・監査等の適正な実施	実施	運営指導・監査等を適切に実施し、サービスの適正な運営及び質の確保を図る

【目標達成のための方策】

〇職員の資質向上を図るため、相談支援従事者初任者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修等、専門分野に関わる各種研修・講座へ積極的に参加します。
〇国保連の審査エラーとなった内容を分析し、その結果を事業所へ提供することで、適切な請求事務へとつなげます。
〇請求明細内容の点検を行い、請求内容の誤りを防止します。
〇相談支援事業に対し、関係法令や指導指針等に基づき、計画的かつ適切に運営指導等を実施し、適正な事業運営及びサービスの質の確保を図ります。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R6年度	R7年度	R8年度見込	R9年度	R10年度	R11年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	11	4	6	7	7	7
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有	実施	実施	実施	実施	実施	実施
運営指導等の実施事業所数	11	13	14	14	15	15

第3章　障害福祉サービス等の見込量と方策

1. 障害福祉計画に係る各サービスの実績及び見込量と方策

(1)訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
①居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいで常時介護を要する人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行います。
③同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、ヘルパー等が同行し、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事の介護等、その他必要な援助を行います。
④行動援護	知的障がい・精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に対して、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護等を包括的に提供します。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第７期計画			第８期計画		
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
訪問系サービス　計	実績	人	492	512				
		時間分	8435	8681				
	見込	人	464	470	476	544	555	567
		時間分	8,366	8,728	9,095	9,108	9,257	9,411
①居宅介護	実績	人	330	341				
		時間分	4,418	4,740				
	見込	人	312	313	315	360	364	368
		時間分	4,368	4,382	4,410	4,982	5,041	5,100
②重度訪問介護	実績	人	9	8				
		時間分	2,370	2,147				
	見込	人	9	10	11	8	8	8
		時間分	2,340	2,600	2,860	2,163	2,163	2,163
③同行援護	実績	人	83	86				
		時間分	1,011	1,083				
	見込	人	78	81	83	89	91	92
		時間分	975	1,053	1,121	1,202	1,266	1,333
④行動援護	実績	人	70	77				
		時間分	636	711				
	見込	人	65	66	67	87	93	99
		時間分	683	693	704	761	788	815
⑤重度障害者等包括支援	実績	人	0	0				
		時間分	0	0				
	見込	人	0	0	0	0	0	0
		時間分	0	0	0	0	0	0

※時間分：1月あたりの総利用時間

【見込量の考え方】

①居宅介護

実績では、利用者は見込みを下回っていますが、時間分は、見込みを上回っており、利用実績自体は増加しています。
第8期については、直近の実績が増加傾向にあることから、利用の増加を見込んでいます。

②重度訪問介護

実績では、増減はあるものの、時間分・利用者はともに横ばいとなっております。
第9期については、実績を基に横ばいを見込んでいます。

③同行援護

実績では、時間分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。
第8期については、実績を基に増加を見込んでいます。

④行動援護

実績では、利用者は見込みを上回っていますが、時間分は、見込みを下回っているものの、利用実績自体は増加しています。
第8期については、直近の実績が増加傾向にあることから、利用の増加を見込んでいます。

⑤重度障害者等包括支援

実績はありませんでした。
第8期についても、県内に指定を受けている事業者がないため、利用者なしで見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

居宅介護については、障がいの特性や支援の状況等を勘案し、柔軟に対応しながら必要量を確保します。
同行援護や行動援護などの外出支援に係るサービスについては、増加傾向にあるため、ヘルパー不足からサービス量を十分には確保できない状況も考えられます。
関係機関と連携しながら人材の確保と定着に向けた取組を検討していきます。

(2)日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
①生活介護	常時介護が必要な人を対象に、昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
②自立訓練(機能訓練)	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
③自立訓練(生活訓練)	入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を行うために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
④就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する、65歳未満の人を対象に、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を一定期間行います。
⑥就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
⑦就労継続支援B型	年齢や体力の面で一般企業等で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
⑨療養介護	医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。
⑩短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第7期計画			第8期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①生活介護	実績	人	628	628				
		人日分	11,806	11,876				
	見込	人	650	663	676	628	628	628
		人日分	12,350	12,597	12,844	11,874	11,874	11,874
②自立訓練（機能訓練）	実績	人	18	20				
		人日分	79	119				
	見込	人	26	28	30	21	21	21
		人日分	130	140	150	96	96	96
③自立訓練（生活訓練）	実績	人	45	42				
		人日分	504	339				
	見込	人	45	42	39	46	46	46
		人日分	450	420	390	452	452	452
④就労選択支援	実績	人		8				
		人日分		10				
	見込	人		20	40	171	171	171
		人日分		33	33	229	229	229
⑤就労移行支援	実績	人	86	96				
		人日分	648	676				
	見込	人	97	105	112	105	109	114
		人日分	631	683	728	754	796	841
⑥就労継続支援A型	実績	人	429	500				
		人日分	6,566	7,785				
	見込	人	405	446	491	636	704	772
		人日分	6,480	7,136	7,856	10,289	11,541	12,793
⑦就労継続支援B型	実績	人	1,150	1,203				
		人日分	18,212	18,904				
	見込	人	1,197	1,280	1,369	1,336	1,408	1,484
		人日分	19,152	20,480	21,904	20,648	21,580	22,554
⑧就労定着支援	実績	人	6	6				
	見込	人	12	13	15	7	8	9
⑨療養介護	実績	人	95	92				
	見込	人	91	91	91	93	94	94
⑩短期入所（ショートステイ）	実績	人	153	154				
		人日分	417	497				
	見込	人	145	154	161	157	159	160
		人日分	390	399	409	507	512	517

※療養介護の人数の単位は、「人分：1月あたりの実利用人数」と読み替える。

※人日分：1月あたりの総利用日数

【見込量の考え方】

①生活介護

実績では、見込みを下回っていますが、利用実績は横ばいで推移しています。
第8期については、実績を基に横ばいを見込んでいます。

②自立訓練（機能訓練）

実績では、見込みを下回っていますが、利用実績は横ばいで推移しています。
第8期については、実績を基に横ばいを見込んでいます。

③自立訓練（生活訓練）

実績では、増減はあるものの、利用実績は減少しています。
第8期については、横ばいを見込んでいます。

④就労選択支援

令和7年10月から実施された事業です。
原則として就労継続支援事業所を利用する際は、このサービスを利用することとなります。
就労継続支援A型事業所については、令和9年4月1日に利用する際は、このサービスを利用することとなります。
第8期については、現在の利用実績を基に年間の実績を見込んでいます。

⑤就労移行支援

実績では、利用者は見込みを下回っていますが、人日分は、見込みを上回っており、利用実績自体は増加しています。
第8期については、実績を基に増加を見込んでいます。

⑥就労継続支援A型

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。
第8期については、実績を基に増加を見込んでいます。

⑦就労継続支援B型

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っていますが、利用実績は増加しています。
第8期については、実績を基に増加を見込んでいます。

⑧就労定着支援

実績では、見込みを下回っており、利用実績は減少しています。
第8期については、国の基本指針に基づき、令和6年度実績（10 人）の 1.50 倍である9人が利用するものとして見込んでいます。

⑨療養介護

実績では、ほぼ見込みどおりとなっており、医療的ケアを必要とする事業のため、対象者は特定されています。
第8期については、横ばいを見込んでいます。

⑩短期入所（ショートステイ）

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っていますが、利用実績は、増減があるもの横ばいで推移しています。
第8期については、地域生活支援拠点の活用を踏まえ、実績を基に増加を見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

就労支援については、障がい者の個々の特性に対応し、その適性に応じた能力が発揮できるように、幅広い業種の就労や活動の機会の確保に努めます。
短期入所については、障がい者や家族からのニーズは高く、また地域生活支援拠点等整備における緊急時の受入先や、ひとり暮らしの体験の場としての活用も想定されます。必要量を確保するためには人材不足の問題もあることから、関係機関と協力しながら改善策を検討していきます。

(3)居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
①共同生活援助(グループホーム)	共同生活住居(グループホーム)において、相談や日常生活上の援助を行います。必要な人に対しては、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②施設入所支援	施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援を行います。
③自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者で、一人暮らしを始めた障がい者に対し、訪問や電話、メール等による随時適正な対応で、地域生活が円滑におくれるよう相談・助言等を行います。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第7期計画			第8期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①共同生活援助（グループホーム）	実績	人分	770	845				
	見込	人分	740	798	860	1,009	1,096	1,190
②施設入所支援	実績	人分	331	322				
	見込	人分	332	328	323	308	303	297
③自立生活援助	実績	人分	0	0				
	見込	人分	1	1	1	1	1	1

※人分：1月あたりの実利用人数

【見込量の考え方】

①共同生活援助（グループホーム）

実績では、見込みを上回っており、利用実績も増加しています。地域へ移行する際の住まいの場として、年々増加傾向にあります。
第8期については、実績を基に増加を見込んでいます。

②施設入所支援

重度化や高齢化により死亡、長期入院、介護施設への移行などが増えており、地域への移行は増減があるものの横ばいとなっています。一方で、入所希望者も多いことから、利用者数は減少幅は小さくなっています。
第8期については、国の基本指針に基づき、施設入所者数が 5%以上減少すると見込みました。

③自立生活援助

実績はありませんでした。
第8期については、市内に指定を受けている事業者があるため、新たにサービスを利用すると見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

地域移行を推進するためには、強度行動障がいや重症心身障がい、医療的ケア等、個々の特性に対応できるグループホームの確保が必要です。
特に、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援が必要な障がい者は、日中サービス支援型グループホームのように常時の支援体制が敷かれた居室を求められています。
障がい者の重度化・高齢化なども踏まえ、多様なニーズに対応するために、広域的な調整も図りながら必要な支給量を確保していきます。

(4)相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
①計画相談支援	サービス利用の支給決定時又は決定後に、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとの計画の見直し(モニタリング)を行うものです。
②地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者が、地域生活に移行する支援を行うものです。
③地域定着支援	地域生活に移行した単身もしくは同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、連絡体制を常時確保し、緊急の相談等に応じるものです。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第7期計画			第8期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①計画相談支援	実績	人分	2,302	2,447				
	見込	人分	2,181	2,289	2,402	2,849	3,074	3,316
②地域移行支援	実績	人分	0	3				
	見込	人分	3	4	5	3	4	4
③地域定着支援	実績	人分	0	1				
	見込	人分	2	3	4	1	2	2

※人分:1月あたりの実利用人数

【見込量の考え方】

①計画相談支援

実績では、見込みを上回っており、利用実績は増加しています。
第8期については、実績を基に増加を見込んでいます。

②地域移行支援

実績では、見込みを下回っており、利用実績は、年度によって増減はあるものの、利用者数は低調に推移しています。
第8期については、地域生活への移行における重要な役割を考慮し、増加を見込んでいます。

③地域定着支援

実績では、見込みを下回っており、利用実績は、年度によって増減はあるものの、利用者数は低調に推移しています。
第8期については、地域生活への移行における重要な役割を考慮し、増加を見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、ニーズが増加しており、事業所が不足している状況が伺えます。広域で調整を図る等を行い、支給量の確保に努めます。
地域移行支援及び地域定着支援については、福祉施設の入所者や長期入院中の精神障がい者等の地域への移行に関わるサービスであるため、施設、医療機関、相談支援事業所等との連携を図り、地域生活への移行を希望する者が、地域移行支援等の必要な支援を利用できる体制の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業の見込量と方策

(1)必須事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がい特性をわかりやすく解説するとともに、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行うものです。
②自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
③相談支援事業	障がい者本人やその家族・保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な援助を行うものです。
④成年後見制度利用支援事業	知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬を助成するものです。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や、市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
⑥意思疎通支援事業	聴覚障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図るものです。また、手話通訳者を設置し、市役所の手続きなどにおけるコミュニケーションを円滑に行うものです。
⑦日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、在宅の障がい者等に必要な用具を給付するものです。
⑧奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援者を養成するものです。 また、聴覚障がい者とのコミュニケーション手段の1つである要約筆記について、必要な技術の習得を目的とした講座を開催します。
⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出のための支援を行うものです。
⑩地域活動支援センター	基礎的事業では、創作活動、社会との交流の促進などの事業を行います。機能強化事業では、専門員の配置による相談事業や地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものです。

【実績値・見込量】

サービス名			第7期計画			第8期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①理解促進研修・啓発事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②自発的活動支援事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③相談支援事業								
基幹相談支援センター等機能強化事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業（実利用者数）		実績	14	18				
		見込	14	15	16	22	24	26
⑤成年後見制度法人後見支援事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用者数）		実績	30	29				
		見込	42	44	46	32	32	32
手話通訳者設置事業（実施箇所数）		実績	2	2				
		見込	2	2	2	2	2	2
⑦日常生活用具給付等事業（給付件数）								
介護訓練支援用具		実績	13	14				
		見込	14	16	18	12	12	12
自立生活支援用具		実績	48	34				
		見込	41	42	43	42	42	42
在宅療養等支援用具		実績	36	27				
		見込	44	45	46	34	34	34
情報・意思疎通支援用具		実績	64	69				
		見込	79	80	81	71	71	71
排泄管理支援用具		実績	4,582	4,328				
		見込	4,720	4,740	4,760	4,521	4,521	4,521
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		実績	7	4				
		見込	5	5	5	4	4	4
⑧奉仕員養成研修事業		実績	35	35				
		見込	45	32	32	33	33	33
⑨移動支援事業	実利用者数	実績	136	163				
		見込	125	130	135	181	183	185
	延利用時間数	実績	6,974	10,198				
		見込	6,000	6,240	6,480	12,188	12,309	12,500
⑩地域活動支援センター	実施箇所数	実績	5	4				
		見込	5	5	5	4	4	4
	実利用者数	実績	97	91				
		見込	99	90	82	94	94	94

【見込量確保のための方策】

⑥意思疎通支援事業

手話通訳や要約筆記に関する広報活動を充実し、障がい者の利用促進に努めます。

⑦日常生活用具給付事業

利用者及び取扱業者と連携を図り、用具の種類、適正価格の把握に努め、種目の変更や基準額、耐用年数の変更等について、時代に合わせた適切な給付を実施していきます。

⑧奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座は一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会に、要約筆記講座は佐賀県聴覚障害者サポートセンターにそれぞれ委託して実施し、手話奉仕員及び要約筆記者の養成・確保に努めます。また、受講者の増加に向けて広報・啓発を一層推進するとともに、初心者が手話に親しめる環境や、各講座の修了者が継続して技能の向上を図れる環境の整備に取り組みます。

⑨移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出機会の提供を図るため、ニーズに応じた事業所によるサービス供給量を確保していきます。

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターに対する委託事業として実施し、医療・福祉及び地域との連携強化や日中活動の場を提供することで、障がい者等の地域生活の促進を図ります。

あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、適切な運営の指導・援助等を行い、利用状況の把握に努めます。

(2)任意事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
①福祉ホーム	家庭での日常生活が困難な障がい者に対して、低額な料金で、日常生活に適した居室やその他の設備、日常生活に必要なサービスを提供します。
②訪問入浴サービス	入浴が困難な身体障がい者の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供します。
③日中一時支援	障がい者などに日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
④点字・声の広報等発行	視覚障がい者に対して、社会生活上必要な情報を点字、音声により提供します。
⑤要約筆記教室	聴覚障がい者とのコミュニケーション手段の1つである要約筆記について、必要な技術の習得を目的とした講座を開催します。
⑥障がい者等緊急時居室確保事業	障がい者を介護・介助する家族等が事故、疾病、葬儀等の事由により、介護・介助することが困難になった場合において、障がい者に対し、一時的な宿泊場所を提供します。

【実績値・見込量】

サービス名			第7期計画			第8期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①福祉ホーム	実施箇所数	実績	3	3				
		見込	2	2	2	3	3	3
	実利用者数	実績	10	9				
		見込	10	10	10	9	9	9
②訪問入浴サービス	実施箇所数	実績	4	3				
		見込	4	4	4	3	3	3
	実利用者数	実績	10	10				
		見込	7	7	7	10	10	10
③日中一時支援	実施箇所数	実績	27	28				
		見込	28	29	30	27	27	27
	実利用者数	実績	48	50				
		見込	50	52	54	51	51	51
④点字・声の広報等発行		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤要約筆記教室	実利用者数	実績	3					
		見込	13					
⑥障がい者等緊急時居室確保事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

・日中一時支援事業については、専門的な人材の育成を図り、サービスの向上やサービス提供事業者の育成支援を進めていくことで安定したサービス供給量の確保に努めていきます。
・その他の事業についても、関係機関との連携を図りながら、広報・啓発活動を行い効果的な事業実施に努めます。

(3)地域生活支援促進事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
①障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、行政を含む地域の関係者の支援体制の強化や協力体制の整備を図るものです。
②発達障がい者及び家族支援事業	発達障がい(疑い)のあるこどもの保護者を対象とした講座やセミナー及び発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者を対象とした親子教室を実施します。

【実績値・見込量】

サービス名		実績値			見込量		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①障害者虐待防止対策支援事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②発達障がい者及び家族支援事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3. 障害福祉サービス等の確保のために

(1)障がい福祉人材の確保

少子・高齢化社会の進展等により、福祉サービスに対するニーズは増大・多様化し、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められています。

一方で、生産年齢人口の減少に伴い、労働力人口も減少が見込まれる中、福祉サービス分野においては、深刻な人手不足の問題が生じています。

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来に渡って安定的に質の高い障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉事業を実施していくためには、サービス提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していくことが必要です。

利用者のニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保し、またその定着を図るために、関係機関と連携しながら協議・検討を進めていきます。

【取組についての方策】

●アンケート調査やサービスの利用実績等により、利用者のニーズやサービスの充足状況の把握及び課題の洗い出しを行い、不足するサービスや今後需要の増加が見込まれるサービスの確保に努めます。

●佐賀県が行う障がい福祉人材の養成、確保・定着等に関する取組に対し、関係機関とともに連携しながら取り組みます。

(2)地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保

障害福祉サービス等を必要とする人が、地域において必要なサービスを適切に利用できるよう、サービスの利用状況や地域のニーズを把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。また、重度障がい者等の個別の支援ニーズに対応できるサービスについては、その確保に努めます

【取組についての方策】

●地域のサービスニーズやサービス提供体制を踏まえ、障害福祉計画等との調整を図る観点から、県が行う事業者の指定等に際し、必要に応じて意見申出制度を活用します。

第4章　第3期障害児福祉計画の目標

1. 令和11年度（2029年度）に向けた目標の設定

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針（令和11年度（2029年度）末の目標）】

・児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1カ所以上設置し、4つの中核機能を確保する。
・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築し、その協議の場を設置する。
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1カ所以上確保する
・各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする
・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保を行う【新規】

【令和11年度（2029年度）の目標値】
国が示した指針に基づき、令和11年度（2029年度）末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	実施	4つの中核機能を有した児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1カ所以上設置
保育所等訪問支援の実施	実施	児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所との連携のもと実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置	実施	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1カ所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	各市町村又は各圏域において設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	各市町村又は各圏域において設置
インクルージョン推進及び伴走的な相談支援体制の確保	実施	圏域において、障がい児支援部会を設置

【目標達成のための方策】

○成果目標に掲げる事業所は、いずれも市内に設置されており、国が示す数値は達成しています。引き続き、重層的な地域支援体制の構築や障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、関係機関と連携を図りながら体制づくりに努めていきます。
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、課題解決に向けての協議や情報交換等を行っていきます。
○児童発達支援センターと障がい福祉、保健、保育、教育等の関係機関が協議の場を活用して連携し、障がい児及びその家族がライフステージを通じて必要な相談支援を受けられる体制の確保を図ります。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R6年度	R7年度	R8年度見込	R9年度	R10年度	R11年度
児童発達支援センターの設置数	4	4	4	4	4	4
保育所等訪問支援事業所の設置数	10	9	10	10	10	10
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	12	12	13	13	13	13
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	実施	実施	実施	実施	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	実施	実施	実施	実施	実施
前向き子育て教室（ステッピングストーンズ・トリプルP）の参加者数	13	10	10	10	10	10
親子教室の参加延べ家族数	183	175	430	430	430	430

第５章　障害児支援サービス等の見込量と方策

1. 障害児福祉計画に係る各サービスの実績及び見込量と方策

(1)障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
①児童発達支援	小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
②放課後等デイサービス	学校(小学校から高等学校まで)に通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
③保育所等訪問支援	保育所や幼稚園などを利用中又は今後利用を予定している障がい児に、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
④居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援の提供を行います。
⑤障害児相談支援	児童福祉法の障害児相談支援の対象者に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や、一定期間ごとの計画の見直し(モニタリング)を行います。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第3期計画			第4期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①児童発達支援	実績	人	571	583				
		人日分	3,252	3,264				
	見込	人	705	869	1,071	614	629	646
		人日分	4,230	5,214	6,426	3,308	3,330	3,352
②放課後等デイサービス	実績	人	1,158	1,269				
		人日分	13,270	14,625				
	見込	人	1,186	1,345	1,526	1,525	1,667	1,841
		人日分	13,046	14,795	16,786	17,745	19,394	21,195
③保育所等訪問支援	実績	人	15	19				
		人日分	6	8				
	見込	人	13	15	17	27	31	35
		人日分	6	7	8	12	14	16
④居宅訪問型児童発達支援	実績	人	5	4				
		人日分	13	14				
	見込	人	8	9	10	5	5	6
		人日分	20	23	25	17	17	20
		人日分	0	0	0	0	0	0
⑤障害児相談支援	実績	人	1,238	1,483				
	見込	人	1,327	1,576	1,872	1,771	1,936	2,116

※人日分：1月あたりの総利用日数

【見込量の考え方】

①児童発達支援

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っておりますが、利用実績は微増しています。
第4期については、実績を基に微増を見込んでいます。

②放課後等デイサービス

実績では、利用者は見込みを下回っておりますが、人日分は見込みどおりで、利用実績も増加しています。
第4期については、実績を基に増加を見込んでいます。

③保育所等訪問支援

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。
第4期については、実績を基に増加を見込んでいます。

④居宅訪問型児童発達支援

実績では、見込みを下回っており、利用実績は横ばいで推移しています。
第4期については、実績を基に横ばいを見込んでいます。

⑤障害児相談支援

実績では、見込みを下回っていますが、利用実績は増加しています。
第4期については、実績を基に増加を見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

放課後等デイサービスは、ニーズの増加とともに、事業所数も増加しています。地域性、専門性を考慮したうえで、質の高いサービスを確保し、利用者及び家族の状況等を勘案して必要な支給量を確保するように努めます。

相談支援体制の充実・強化を図り、のぞまないセルフプランゼロを目指し、必要な相談支援が受けられる体制の確保を図ります。

第6章　計画の推進体制

1. 制度の普及啓発等

障がい者を取り巻く諸制度の改正が多く、用語も専門的なため、利用者が改正の内容を把握することがより難しくなってきています。障がい者の自己決定と自己選択に基づきサービスを利用していく事ができるように各種パンフレット、市の広報・ホームページの活用等により、利用しやすく、わかりやすい情報提供を行います。

2. 計画の推進体制

本市では、神埼市と吉野ヶ里町と共同で「佐賀地区自立支援協議会」を設置し、障がい者福祉の推進を含む、障がい者への支援に関する協議を行っています。

本協議会は、障がい者が安心して暮らせる地域を目指し、今後も、多職種の様々な関係機関が共通の目的に向け、具体的に協働するネットワークにより、福祉サービスに関する社会資源の改善と開発を行います。

3. 計画の進行管理

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、佐賀地区自立支援協議会等から年1回点検・評価を受け、公表することとしています。

資料編

1. 佐賀市障がい者プラン等策定委員会名簿

No.	区分	団　体　名	役職	委員名
1	学識経験者	西九州大学	准教授	江口　賀子
2		智泉福祉製菓専門学校	社会福祉学科長	桑野　博文
3	医療機関の代表	佐賀精神科診療所協会	理事	谷口　研一朗
4	障がい者団体等の代表	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	会長	菖蒲　初雄
5		佐賀市手をつなぐ育成会	会長	藤瀬　利恵子
6		佐賀県精神保健福祉連合会	理事	陣内　計江
7		佐賀県自閉症協会	事務局	田代　好子
8		佐賀県難病支援ネットワーク	理事長	三原　睦子
9		佐賀市視覚障害者福祉協会	会長	蓮尾　和敏
10	公共的団体の代表	佐賀地区障がい者基幹相談支援センター	施設長	宮崎　一哉
11		佐賀中部障がい者ふくしネット	理事長	福島　龍三郎
12	福祉施設の代表	社会福祉法人めぐみ厚生センター	施設長	栗林　聖子
13		佐賀整肢学園こども発達医療センター	統括部長	原　　勝章
14		特定非営利活動法人それいゆ	理事長	江口　寧子

第8期佐賀市障害福祉計画

（2027～2029）

第4期佐賀市障害児福祉計画

（2027～2029）

2027年3月

発行：佐賀市　保健福祉部　障がい福祉課

〒840-8501　佐賀市栄町1番1号

TEL：0952-40-7251　FAX：0952-40-7379

メールアドレス：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

https://www.city.saga.lg.jp/